

安倍首相による9条改憲を許すな！

3千万人署名にご協力を！

戦争に参加しない日本の誓は九条！

民報ながとろ

2018年6月24日253号

発行：日本共産党長瀬支部

Tel/FAX 26-7528

六月定期議会報告

六月議会が十四日開会され、八名が一般質問

地方自治法の改正にともなう町税や国民健康保険税条例の一部改正、放課後児童健全育成事業の基準に関する条例、平成三十年度の一般会計補正予算、固定資産評価審査委員会の委員の選任等の五議案が提出されました。さらに田村議員紹介の、オール十一区の団体から憲法の条を変えることに対する意見書の提出を求める請願も審議されました。その他、議会運営委員会では議員発議で田村議員が提出した長瀬町の非核平和都市宣言は保守系の議員からも案を出すとのことで全員協議会の場ですり合わせることになりました。本会議では議論されませんでした。

田村議員の一般質問

一、国保税の負担感が依然強

いものがある。他市町の中では多子世帯に対し、均等割り減免制度をとり軽減をしているところもある。町でこれを導入する考えは？

二、井戸の甌穴の活用についての進捗状況は
本野上公園の整備計画は？

当局答弁

一、国保税は県下最低水準になっている。多子世帯の減免は考えてもらえるよう平成十年作製の

甌穴と本野上地区公園はそれなりの努力が見えてきたようだ。

報告書の見直し作業を行つてある。
三、千七百万の予算をとり、保育園、小学校等から意見を聞き、遊具の選定などを多世代ふれあいベースと合わせた活用方法を検討している。

田村議員の感想

長瀬でも多子世帯の負担や年収百々二百万円以下の国保の滞納者が全体の七割を占めている事態に目を向けていない。

長瀬町でも非核平和都市宣言を早期に！

7月2日スタート！

しんぶん赤旗の電子版

魅力は紙面が丸ごとスマホやタブレット、パソコンで読めること。いま、他党派、メディアからも注目されています。

<http://www.jcp.or.jp/>



生活相談は下記へ

田村つとむ 26-7528 長瀬町本野上 178-1

日本共産党発行



日刊●月3497円
日曜版●月 823円

ぜひ、ご一読を
○暮らし、福祉問題、国会論戦、
地方議会の決議、弁護士、学者、
市民団体、青年の運動を一番詳
しく報道する「しんぶん赤旗」
○共産党は政治腐敗の温床とな
る政党助成金を受け取っていま
せん。募金のご協力を！

憲法9条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願

【請願の趣旨】

日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権をうたった國の基本法です。この憲法は、日本が犯した侵略戦争への深い反省に基づいています。とりわけ9条は戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を明記しており、世界に戦争しないことを約束した重要な条文です。

しかし、今憲法9条を変えて、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出すようにして自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。私たちは、このような憲法改正の動きを受け入れることはできません。

9条への自衛隊明記は、安倍首相の「何も変わらない」という言明に反して、戦後日本が築いてきた「戦争しない国」の転換をもたらすことは明らかです。もし、9条に自衛隊が明記されることになれば、9条の「武力によらない平和」の理念と真っ向から矛盾し、9条の根本的改変が起こることは明らかです。

また、憲法9条の1項と2項が残っても、海外での集団的自衛権の行使を認められた自衛隊が憲法に明記されることになれば、1項と2項は空文化し、日本は海外で戦争をする国になってしまいます。もちろん、これは国民の多くが望んでいることではありません。

安倍首相は、北朝鮮問題での国民の不安を煽って改憲へと誘導していますが、軍事的圧力や9条改憲では、北朝鮮問題を解決することはできません。朝鮮半島とアジアの平和は、憲法9条の原則に基づく外交によってこそ、実現できるものです。

以上の趣旨を踏まえて、再び「海外で戦争する国」にしないためにも、憲法9条を変えることに反対することを国に求める意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき提出していただくよう請願いたします。

長瀬町非核平和都市宣言（案） 田村案

昭和20年8月、広島、長崎に人類初の原子爆弾が投下され、早くも73年の歳月が流れました。2017年は国連において核兵器禁止条約が締結され、その後核兵器禁止の運動を行っている核兵器禁止国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶をめざす運動が世界的規模で進んでいます。

一方で核兵器を保有する国も存在しています。

唯一の被爆国である日本で、非核三原則を守り、再び戦争という過ちを繰り返さないために、核兵器の廃絶を訴えていかなければなりません。

かけがえのない地球環境を守り、緑豊かな長瀬の自然を子々孫々にまで残していくために、ここに長瀬町が非核平和都市であることを宣言します。

その目的を達成するために次のことを誓います。

- 1、自然を愛し、緑と清流を守り、平和で自然環境にやさしい町を残します。
- 2、平和を愛し、暴力、差別のない、お互いを尊重しあう明るい町を作ります。
- 3、戦争が、繰り返されないよう、平和の尊さを訴えつづけます。